相続支援コンサルティング業務秘密保持契約書

　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲から乙に開示される秘密情報について、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙による相続支援コンサルティングの提案を受けることを目的として、必要と認められる範囲で、乙に対し、親族関係・保有資産・負債等に関する情報を開示する。

　　２　乙は、甲に対し、甲から提供された情報に基づいて、後記の相続支援コンサルタントを担当者として、相続支援コンサルティングの提案を行う。

（定義）

第２条 本契約において「秘密情報」とは、書面、口頭その他方法を問わず、甲から乙に開示される保有資産に関する一切の情報をいう。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは「秘密情報」に該当しない。

（１）甲から開示される以前に公知であったもの

（２）甲から開示された後に、乙の責めによらず、公知となったもの

（３）甲から開示される以前から乙が保有していたもの

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの

（目的外使用の禁止）

第３条　乙は、甲から提供された秘密情報を第１条の目的以外に使用してはならない。

（秘密保持義務）

第４条　乙は、甲から開示された秘密情報を厳重に保管及び管理し、その責任者に署名欄記載の相続支援コンサルタント（公益財団法人日本賃貸住宅管理協会認定登録）を選任する。

２　乙は、事前に甲から書面による承諾を得た場合又は次の各号に定める場合を除き、秘密情報を第三者に開示してはならない。

（１）第1条の目的を達成するために必要な範囲で、乙の役職員、弁護士、公認

会計士、税理士、不動産鑑定士、建築士及び不動産査定会社等に対して、秘

密情報を開示し、使用させる場合

（２）裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務付けられる場合

３　乙は、前項（１）に基づいて秘密情報を開示する場合には、当該第三者に対し、本件以外の目的で秘密情報を使用しないよう説明し、本契約と同等の秘密保持義務を課すものとする。

（複製）

第５条　乙は、第１条の目的を達成するために必要な範囲で、秘密情報を複製することができる。

（秘密情報の返還）

第６条　乙は、甲から要求があったときは、秘密情報（第５条に基づき複製された場合はその複製物を含む。）を甲の指示に従い、返還又は破棄するものとする。

（損害賠償）

第７条　乙は、本契約に違反して、甲に損害を与えた場合には、甲に対し、損害賠償しなければならない。

（協議）

第８条　本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、その解決に当たるものとする。

　以上のとおり本契約が成立したので、その成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通保有する。

平成　　年　　月　　日

　　　　　甲　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　乙　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

相続支援コンサルタント　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　登録番号